

青森県報

第三千五百四十一号

平成二十四年
五月二十一日
(月曜日)

目 次

告 示

青森県青年農業者等育成センターの指定……………	(構造政策課) ……
青森県青年農業者等育成センターとして指定されている法人の名称変更の届出……………	(同) ……
林業労働力確保支援センターの指定の取消し……………	(林政課) ……
林業労働力確保支援センターの指定……………	(同) ……
林業労働力確保支援センターとして指定されている法人の名称変更の届出……………	(同) ……
基本測量の実施……………	(監理課) ……
右 同……………	(同) ……
道路の区域の変更……………	(道路課) ……
道路の供用の開始……………	(同) ……
証紙売りさばき人の名称の変更……………	(会計管理課) ……
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	(同) ……
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(民生生活課) ……
右 同……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……

正 誤

告 示

示

平成二十三年十二月二十六日定例選挙管理委員会中……………

(選挙管理
委員長
事務局
会 長)
… 六

青森県告示第四百十九号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第五条第一項の規定により、次の法人を青森県青年農業者等育成センターとして指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

一般社団法人あおもり農林業支援センター

二 住所

青森市新町二丁目四の一

三 事務所の所在地

青森市新町二丁目四の一

青森県告示第四百二十号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第五条第三項の規定により、次のとおり青森県青年農業者等育成センターから名称を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	変更年月日

変更前	一般社団法人あおもり農林業支援センター	平成二十四年四月一日
変更後	公益社団法人あおもり農林業支援センター	

青森県告示第四百二十一号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二十四条第一項の規定により、次の法人について林業労働力確保支援センターの指定を取り消したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 社団法人青い森農林振興公社
- 二 住所 青森市新町二丁目四の一
- 三 事務所の所在地 青森市新町二丁目四の一

青森県告示第四百二十二号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項の規定により、次の法人を林業労働力確保支援センターとして指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 一般社団法人あおもり農林業支援センター
- 二 住所 青森市新町二丁目四の一

三 事務所の所在地

青森市新町二丁目四の一

青森県告示第四百二十三号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第三項の規定により、次のとおり林業労働力確保支援センターから名称を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	変更年月日
変更前	一般社団法人あおもり農林業支援センター	平成二十四年四月一日
変更後	公益社団法人あおもり農林業支援センター	

青森県告示第四百二十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 二 作業期間 平成二十四年五月二十五日から平成二十五年二月二十八日まで
- 三 作業地域 青森市 弘前市

八戸市

青森県告示第四百二十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間

平成二十四年七月十日から平成二十五年二月二十八日まで

三 作業地域
上北郡横浜町

青森県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字千草橋六四の二から 上北郡野辺地町字大月平七九の一まで	前 後 後	一六・三〇メートルから 一六・七〇メートルまで 一六・三〇メートルから 一六・七〇メートルまで 一四・〇〇メートルから 一四・〇〇メートルまで	一一・三〇メートル 一一・三〇メートル 一一・三〇メートル 一一・三〇メートル 一一・三〇メートル 一一・三〇メートル	

青森県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
-----	---------	--------

国道二七九号	上北郡野辺地町字千草橋六四の二から 上北郡野辺地町字大月平七九の一まで	平成二四・五三
--------	--	---------

青森県告示第四百二十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

一般社団法人青森県自動車協会

二 変更内容

1 変更前の名称

社団法人青森県自動車協会

2 変更後の名称

一般社団法人青森県自動車協会

青森県告示第四百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一

社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

三戸郡田子町大字田子字小沼二八の三

2 変更後の売りさばき場所

三戸郡田子町大字田子字田子五六

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リサイクル材料技術研究所

三 代表者の氏名

杉山 和夫

四 主たる事務所の所在地

八戸市北インター工業団地二丁目四の四三

五 定款に記載された目的

この法人は、航空機や自動車の原材料として使用されるようになった炭素繊維複合材の適正な廃棄物処理を促すため、廃棄される炭素繊維複合材のリサイクル技術の開発やリサイクル素材による用途開発の調査研究を行い、もって青森県内の科学技術の振興と経済活動の活性化に資することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森地域再生コムズ

三 代表者の氏名

川嶋 勝美

四 主たる事務所の所在地

青森市中央一丁目一の二九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県および北海道またはその他の日本の都府県において、これらの地域に暮らす人びとを対象に、地域の活性化に資する調査、研究、企画、助言、協力、支援などの事業を行ない、地域のまちづくりや産業、づくりの推進、地域の福祉の増進、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人田子を元気にする会

三 代表者の氏名

松橋 良則

四 主たる事務所の所在地

三戸郡田子町大字田子字天神堂向一四六

五 定款に記載された目的

この法人は、田子町民が自発的に行つた非営利の公益活動（以下「まちづくり活動」といふ。）を支援する事業を行い、元氣あるふるさと創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラ・シャリテ

三 代表者の氏名

大坂 潤

四 主たる事務所の所在地

青森市第二問屋町三丁目三の三一

五 定款に記載された目的

この法人は、「生活保護受給者など、所得が低く、住居に不便を感じている高齢者の方々に対して、清潔なバリアフリーの住居を提供する事業を行い、心身ともに健康を維持、回復していただくことを支援する」ことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり観光・誘客推進協会

三 代表者の氏名

蝦名 文昭

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目七の二六
五 定款に記載された目的

この法人は、青森県への観光誘致をはじめ地域の発展に資する各種の事業を行い、青森県内市町村の経済活性化とまちおこし・まちづくり及び、県内民間団体や企業等の活動の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

選挙管理委員会事務局

|                             |                                      |         |   |    |        |        |
|-----------------------------|--------------------------------------|---------|---|----|--------|--------|
| 発行年月日<br>平成三〇・三二六<br>第三四八一号 | 区 分 番 号<br>青森県選挙管理<br>委員会告示<br>第一〇七号 | ペー<br>ジ | 段 | 行  | 誤      | 正      |
|                             |                                      | 七       | 下 | 一八 | 二、七二一人 | 二、七〇〇人 |

平成二十四年五月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリア・カウンセリングサポート咲夢

三 代表者の氏名

穂元 正明

四 主たる事務所の所在地

青森市大字荒川字筒井一三五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、学生や若年者はもとより、広く地域で暮らす人々および団体、法人に対して、キャリアアカウンセリングを主とした心理的支援を行うことにより、より良く生きて行くための意思決定や行動ができるようにサポートしていくことで、充実したライフキャリアの形成に寄与する事を目的とする。

正

誤

|                                    |                                          |                              |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|